

お客様各位



令和8年9月1日
中ノ郷信用組合

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて／その2

いつも、中ノ郷信用組合をご利用頂きまして、誠にありがとうございます。

令和8年6月22日付『手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて』でお知らせしております当組合の取組みにつきまして、追加で以下の対応を実施いたします。

記

1. 当座預金の新規口座開設の停止

令和8年9月30日（水）で当座預金新規口座開設の受付を停止いたします。既にご契約いただいているお客様は引き続き当座預金をご利用頂けます。

2. 自己宛小切手の発行終了

令和8年9月30日（水）で自己宛小切手の発行受付を終了いたします。

3. 当座勘定規定および関連する預金規定の改定

令和8年10月1日（木）に「当座勘定規定」および関連する預金規定を改定いたします。改定内容は、別にお知らせいたします。

4. 当座預金の払戻請求書による支払い開始

令和8年10月1日（木）以降、「当座預金払戻請求書」による当座預金の払戻しを開始いたします。払戻請求書は無手数料で交付いたします。ただし、手形・小切手のように記名・押捺した払戻請求書を第三者に譲渡することはできません。

■ご参考

[令和8年6月22日付『手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて』](#)

以上